

2019年2月23日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会 報告書（案）
ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」
に係る意見

東京消費者団体連絡センター

新たな育種技術として、いわゆる「ゲノム編集技術」を用いて品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通しうる段階を迎えています。この技術に対する消費者の理解は十分とはいえない状況にあります。今後、新しい技術によって得られた食品等が消費者の食卓に上る可能性があることから、消費者の不安や懸念に応える制度や仕組みや、消費者の理解促進につながるようなリスクコミュニケーションが必要だと思っておりますので、以下の意見を申し述べます。

1. すべてのゲノム編集技術応用食品の届出制度を義務化してください。

報告書では、導入遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、切断箇所の修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こりうるような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるものは、食品衛生法上の組換えDNA技術応用食品と扱わないこととし、情報の提供を求めるとしています。開発者等に対して必要な情報を求める仕組みとしては、任意ではなく義務化しなければ届出の実効性が十分に確保されないと考えます。ゲノム編集技術応用食品に係る情報・データの蓄積は社会的に重要であり、消費者の不安への配慮という観点からも情報の届出制度を義務化としてください。そして、調査会においては届出概要を精査し、消費者が理解でき、監視機能が働く仕組みを整えてください。

2. 消費者の理解促進につながるようなリスクコミュニケーションを徹底してください。

新しい技術であるゲノム編集技術を応用した食品の安全性に不安を抱いている消費者は多いと考えられます。組換えDNAや従来育種との違いはもちろんのこと、なぜ、ゲノム編集技術応用食品の開発が必要かなど、消費者の理解促進につながるようなリスクコミュニケーションを徹底してください。

3. 消費者の選択に資する表示を消費者庁と連携して行ってください。

ゲノム編集技術応用食品が流通し市場に出た場合、「ゲノム編集技術応用食品」という表示がなければ消費者の商品選択の自由が保障されないこととなります。導入遺伝子及びその一部が残存しないものは安全性審査を行わないということであれば尚更、表示が必要です。表示をするには、1.で述べた開発者等による情報の届出制度の義務化が不可欠となります。表示は、消費者庁の所掌ではありますが、省庁連携で消費者の商品選択に資する仕組みを進めてください。

以上